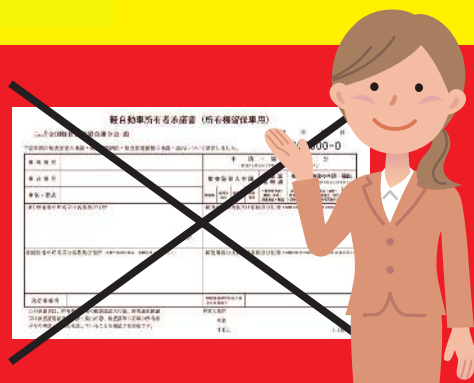


「軽自動車所有者承諾書」は システム化に伴い廃止されます!

廃止予定時期 2025年7月



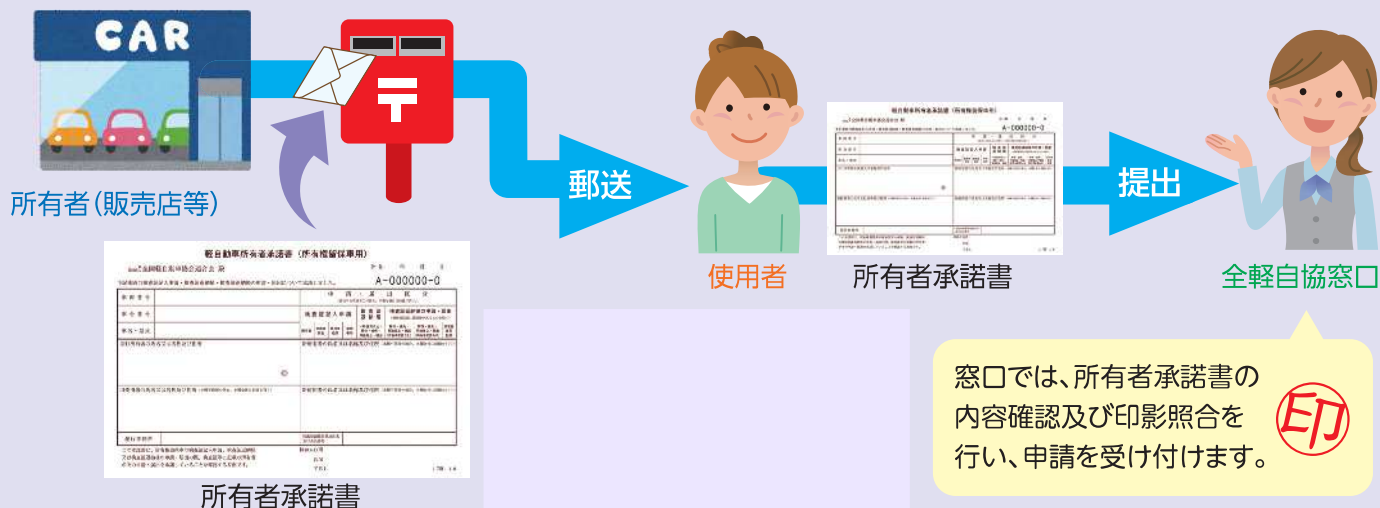
例 所有権解除の手続きの流れ

現在

軽自動車所有者承諾書の場合

1 所有者は、クレジットの支払いが終了した使用者に対して所有者承諾書を交付する必要があります。

2 使用者は、当連合会事務所窓口に出向き、申請書類とともに、所有者承諾書を提出し、手続きを行います。



システム化後

システムの情報を共有

1 所有者は、クレジットの支払いが終了した使用者の「所有権解除情報」をシステム※に登録します。

2 使用者は、当連合会事務所窓口に出向き、手続きを行います。

